

令和4年度士幌町 原材料高騰対策事業者支援金

Q & A

令和4年8月22日

令和4年10月13日更新

令和4年11月11日更新

士幌町役場産業振興課 産業振興グループ

直通電話 01564-5-5213

公式ホームページ <https://www.shihoro.jp/>

メールアドレス sansingroup1@shihoro.jp

【Q&A】

目次

Q1	給付対象者の要件や給付額は	P1
Q2	この支援金の給付申請ができるのは、一度だけか	P1
Q3	小規模事業者の定義は	P2
Q4	「常時使用する従業員数」に代表（社長）は入るか	P2
Q5	「常時使用する従業員数」にパートやアルバイトは入るか	P3
Q6	給付の「対象外」となる事業者は	P3
Q7	いつから、いつまでに申請すればよいか	P4
Q8	いつ給付（口座入金）されるのか	P4
Q9	住所は土幌町であることが必要か	P4
Q10	対象となる原材料はどんなものか	P5
Q11	どんな原材料等が対象となるのか	P5
Q12	燃油による申請は可能か	P6
Q13	新規創業の場合はどうしたらよいか	P6
Q14	北海道からの「給付決定通知書」を紛失してしまった場合	P6
Q15	売上高及び原材料等単価が確認できる書類とはなにか	P7
Q16	支援金の使い方に制限はあるのか	P7
Q17	申請書の記入を間違えた場合は、訂正しても良いか	P7

	Q1 給付対象者の要件や給付額は
A1	<p>◇給付対象者 原材料高騰による影響を受けた事業者のうち、以下の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者</p> <p>要件(1) 次の①または②に該当する事業者 ① 道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」を受給した事業者 ② 道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」を受給できなかつたが、令和3年11月以降のいずれかの月の売上高が平成30年11月から令和2年3月までの間の任意の同月売上高と比較して15%以上減少していること及び、令和3年11月以降のいずれかの月に購入した原材料等の単価が令和2年11月から令和3年10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加している事業者</p> <p>要件(2) 町内で事業を営む小規模事業者</p> <p>要件(3) 本支援金の申請日までに事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者</p> <p>要件(4) 町の「運送事業者緊急支援金」を受給していない事業者</p> <p>◇給付額 道の支援金を受給した事業者：5万円 道の支援金を受給できなかつた事業者：10万円</p>

	Q2 この支援金の給付申請ができるのは、一度だけか
A2	支援金の給付申請は一事業者につき一度限りです。 ※給付の決定（通知）があった場合、申請の取消し・変更はできません。

Q3	小規模事業者の定義は												
A3	<p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項に規定する小規模事業者です。</p> <p>士幌町では、上記法令を参考に常時使用する従業員の数を一部「」内の通り読み替え、業種ごとに分類していますので、下記をご確認いただくか、産業振興課までお問い合わせください。</p> <p>※申請する時点での常時使用する従業員の数、現に営む、又は今後予定している事業の実態、業態から判断します</p>												
●日本標準産業分類から													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc; text-align: center;">中・小分類</th> <th style="background-color: #cccccc; text-align: center;">常時使用する従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小売業・卸売業</td><td style="text-align: center;">「15人以下」</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス業のうち 宿泊業・娯楽業</td><td style="text-align: center;">「25人以下」</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊業・娯楽業 以外 (理美容、飲食店、生活関連)</td><td style="text-align: center;">「15人以下」</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">製造業・建設業・運輸業</td><td style="text-align: center;">「30人以下」</td></tr> </tbody> </table>	中・小分類	常時使用する従業員数	小売業・卸売業	「15人以下」	サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	「25人以下」	宿泊業・娯楽業 以外 (理美容、飲食店、生活関連)	「15人以下」	製造業・建設業・運輸業	「30人以下」		
中・小分類	常時使用する従業員数												
小売業・卸売業	「15人以下」												
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	「25人以下」												
宿泊業・娯楽業 以外 (理美容、飲食店、生活関連)	「15人以下」												
製造業・建設業・運輸業	「30人以下」												

Q4	「常時使用する従業員数」に代表(社長)はに入るか
A4	「常時使用する従業員」は、会社役員、個人事業主本人は含まずに数えます。ただし、会社役員が実質的に従業員と兼務している場合は「常時使用する従業員」に含まれます。

Q5	「常時使用する従業員数」にパートやアルバイトは入るか
A5	<p>以下のいずれかに該当する方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人事業主本人および同居の親族従業員 ②申請時点で育児、介護、傷病で休業中または休職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者） ③日雇いの労働者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用されるアルバイト労働者、季節的（4ヶ月以内）労働者等（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。） ④同一の事業所に雇用される「通常の従業員※1」の「所定労働時間※2」に比べて短いパートタイム労働者等 <p>※1 ④の「通常の従業員」とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とされています。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。</p> <p>例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が「通常の従業員」となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員は、パートタイム労働者とします。ただし、「パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」もしくは、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。</p> <p>※2 ④の「所定労働時間」とは、労働基準法で定められている労働時間の上限。休憩時間を除き、1日8時間、1週間40時間となります。</p>

Q6	給付の「対象外」となる事業者は
A6	<ul style="list-style-type: none"> ・医業または歯科医業を営む者 ・主たる事業収入が不動産（家賃）収入である者 ・主たる事業収入が農業収入である個人農業者及び農業法人 ・協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く） ・一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人 ・医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人 ・任意団体 等

Q7	いつから、いつまでに申請すればよいか
A7	<p>申請期間は、令和4年8月22日（月）から令和5年1月31日（火）までです。</p> <p>■申請書の取得方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①士幌町HPよりダウンロード ②士幌町産業振興課窓口 ③士幌町商工会 <p>■申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①郵送 ②持参 <p>※感染症の拡大防止のため、できるだけ郵送での申請にご協力ください。</p> <p>■提出先</p> <p>〒080-1292 士幌町役場産業振興課 産業振興グループ商工観光労働担当あて</p> <p>■支援金の給付</p> <p>随時給付を開始し、2月中旬までに給付を完了する予定です。</p>

Q8	いつ給付(口座入金)されるのか
A8	<p>申請書に記入漏れや誤記載、不足書類がない場合、原則として以下の通りとします。</p> <p>【申請受付・処理】</p> <p>毎週木曜日までの申請受付分を事務処理後、3週間以内を目途に給付金を指定口座へ振り込みます。</p> <p>※諸般の事情により変更となる場合があります。</p>

Q9	住所は士幌町であることが必要か
A9	8月1日時点において、法人の場合は本店所在地が士幌町である事業者に限ります。個人の場合は住所が町外であっても、主たる事業所や店舗等が町内に在れば給付対象となります。

Q10	対象となる原材料はどんなものか
A10	<p>製品・商品の製造・生産目的で消費される原料や材料、製造・生産・サービスの提供に不可欠な資材、仕入れている物で、同一の物、同一の量の価格で比較できる物が対象となります。</p> <p>【対象外となる主な費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費（給料賃金） ・水道光熱費 ・接待交際費 ・利子割引料 ・貸倒金 ・租税公課 ・通信費 ・福利厚生費 ・地代家賃 <p>など</p> <p>●特例で対象とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・生産・サービスの提供に不可欠な外注費。（人件費が大部分を占める場合は対象外） この場合は、単価を確認できる契約書の写し及び請求書の写しを提出してください。 ・企業努力により単価の安い原材料に切り替えた、又は申請することができる原材料等の同一のものがない場合 企業努力により切り替えた場合は、比較する原材料の単価が上昇していることがわかる書類を追加提出してください。 同一のものがない場合は、比較する原材料が「仕様、規格等が同一相当であるとする理由」を申請書に記載の上、原材料が廃番あるいは品不足により購入できなかったことを示す書類を追加提出してください。

Q11	どんな原材料等が対象となるのか																				
A11	<p>給付対象となる原材料等の例はこちらです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">業種</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">原材料・資材等の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>製品・商品の製造のために使用する原料または材料</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>食材、飲料、調味料、おしごりなど</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>建材、建築資材、土木資材、電気設備、道路資材など</td> </tr> <tr> <td>クリーニング</td> <td>洗剤、ビニールカバー、ハンガーなど</td> </tr> <tr> <td>理容、美容</td> <td>シャンプー、リンス、タオル、パーマ液など</td> </tr> <tr> <td>卸売、小売</td> <td>梱包資材、包装資材、チラシ印刷など</td> </tr> <tr> <td>印刷</td> <td>インク、印刷用紙、原版など</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>アメニティ用品、清掃用消耗品（洗剤など）、清掃委託料など</td> </tr> <tr> <td>自動車整備</td> <td>作業服、安全靴、整備用品、用具など</td> </tr> </tbody> </table>	業種	原材料・資材等の例	製造業	製品・商品の製造のために使用する原料または材料	飲食店	食材、飲料、調味料、おしごりなど	建設業	建材、建築資材、土木資材、電気設備、道路資材など	クリーニング	洗剤、ビニールカバー、ハンガーなど	理容、美容	シャンプー、リンス、タオル、パーマ液など	卸売、小売	梱包資材、包装資材、チラシ印刷など	印刷	インク、印刷用紙、原版など	宿泊	アメニティ用品、清掃用消耗品（洗剤など）、清掃委託料など	自動車整備	作業服、安全靴、整備用品、用具など
業種	原材料・資材等の例																				
製造業	製品・商品の製造のために使用する原料または材料																				
飲食店	食材、飲料、調味料、おしごりなど																				
建設業	建材、建築資材、土木資材、電気設備、道路資材など																				
クリーニング	洗剤、ビニールカバー、ハンガーなど																				
理容、美容	シャンプー、リンス、タオル、パーマ液など																				
卸売、小売	梱包資材、包装資材、チラシ印刷など																				
印刷	インク、印刷用紙、原版など																				
宿泊	アメニティ用品、清掃用消耗品（洗剤など）、清掃委託料など																				
自動車整備	作業服、安全靴、整備用品、用具など																				

Q12	燃油による申請は可能か
A12	基本的には申請は不可ですが、主たる業務に関連する運送などに供する燃油の経費に限り申請は可能です。(例) 商品配送用社用車等。※営業目的の営業車は対象外です。

Q13	新規創業の場合はどうしたらよいか
A13	<p>①2020年4月から2020年12月までの間に法人を設立又は個人事業者等が新規開業した場合 ・設立又は開業した年の年間事業売上の月平均を使用し、対象月の売上と比較して20%以上減少している場合、売上要件を満たすことになります。</p> <p>②2021年1月から2021年10月までの間に法人を設立又は個人事業者等が新規開業した場合 ・設立又は開業した月から2021年10月までの事業売上の月平均を使用し、対象月の売上と比較して20%以上減少している場合、売上要件を満たすことになります。</p> <p>上記の場合、追加資料として開業日が確認できる書類を提出してください。 (例) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は営業許可証の写しなど</p>

Q14	北海道からの「給付決定通知書」を紛失してしまった場合
A14	振り込まれたことがわかる通帳の写し、電子メール等を添付してください。

Q15	売上高及び原材料等単価が確認できる書類とはなにか
A15	<p>●売上高が確認できる書類 比較に使用する月の事業収入が確認できる売上台帳や確定申告書、青色申告決算書、法人事業概況説明書等の書類を添付してください。</p> <p>●原材料等単価が確認できる書類 年月日・社名（屋号等）の押印・申請する原材料等単価が確認できる請求書等</p> <p>●売上高及び原材料等単価が確認できる書類の写しの省略調書</p> <div style="background-color: #c6e0b4; padding: 10px;"> <p>給付申請書添付書類「売上高が確認できる書類」及び「原材料等単価が確認できる書類」の提出にあたり国が認定する「経営革新等支援機関」、通称「認定支援機関」の認定を受けている士幌町商工会、税理士や弁護士などのいわゆる士業関連の個人や企業法人、金融機関、組織団体などからサポートを受け申請内容の確認を得ている場合、「売上高が確認できる書類」及び「原材料等単価が確認できる書類」の提出を省略することができます。</p> </div> <p>※士幌町及び所管する担当課職員から上記について、提出を省略した書類の提出を求めることがあります。士幌町補助金等交付規則（昭和53年規則第8号）第22条第2項により、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。</p>

Q16	支援金の使い方に制限はあるのか
A16	個々の状況に応じて、事業継続のために広くお使いください。

Q17	申請書の記入を間違えた場合は、訂正しても良いか
A17	間違えた箇所にボールペンで二重線を引いた後、訂正印を押し、正しい内容を記入してください。